

件名	愛媛県海岸漂着物地域対策推進基金条例
主管課	循環型社会推進課
根拠法令等	
<p><b>【制定の概要】</b>  <b>地域環境保全対策費補助金を原資とする基金の設置</b></p> <p>1 設置  海岸漂着物等の回収及び処理並びに発生の抑制を図るために要する経費の財源に充てるため、海岸漂着物地域対策推進基金を設置する。</p> <p>2 積立て  一般会計歳入歳出予算で定める額  〔 地域環境保全対策費補助金 61,800 千円  利子 73 千円 計 61,873 千円 〕</p> <p>3 管理  現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理  収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分  目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用  財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成 27 年 3 月 31 日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年 5 月 31 日までの間で精算が終了する日まで効力を有する。）
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 事業実施主体  県及び市町</p> <p>2 事業実施期間  平成 25～26 年度（2 年間）</p> <p>3 事業内容  (1) 海岸漂着物等の回収・処理事業  (2) 海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発事業</p> <p>4 基金の残額の処分  基金は平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付</p>	